

兵高教組

兵庫県高等学校教職員組合調査部

確定速報7号

2014年11月27日 調査情報26号

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

2014年賃金確定交渉仮妥結 県行革カット段階的縮小への道筋を示させる

高教組・従組・兵庫教組合同交渉団は、11月25日から26日未明にかけて、県教委との最終交渉を行いました。全県から寄せられた5240筆の署名に後押しされて、最重要課題であった県「行革」カットの即時中止と「給与制度の総合的見直し」の撤回を県教委に迫りました。その結果、「行革」カットについてはカット率の縮小と、「総合的見直し」については現給保障での前進的な回答を引き出しました。高教組拡大闘争委員会は、今後さらに組合加入をすすめ高教組の力を強めていく決意を新たにし、仮妥結を決定しました。給与改定については、県人事委員会勧告どおり実施され、年内に差額が支給されます。

県教委回答のまとめ

2014年度について (差額は年内に支給)

給料表…平均0.3%の引き上げ (2014.4.1実施)
 高齢層は改定なし。

期末・勤勉手当…6月と12月を合わせて年間で0.15月分引き上げ (3.95月→4.1月)。
 引き上げ分は勤勉手当に充てる。

再任用職員は2.1月 → 2.15月

通勤手当…交通用具を使用する場合、国家公務員の改定内容を基準に増額 (2014.4.1実施)

寒冷地手当…現行どおり

行財政構造改革について…

一時金の役職加算率抑制の緩和

10%加算者 … 8%に (現行6%)

5%加算者 … 5% (減額なし (現行4%))

加算なし … 0.038月分加算

教員給与の見直しについて (2015.1.1実施)

・特別支援教育に携わる教員に支給されている「給料の調整額」を20%減額

・特殊業務手当を25%増額

部活動手当 2400円 → 3000円

修学旅行引率 3400円 → 4250円

災害時特殊業務手当 6400円 → 8000円

2015年度について

1. 手当等

通勤手当…高速道路利用を認めるための「通勤時間が30分短縮する」という要件を廃止 (2015.4.1実施)

単身赴任手当…再任用職員にも支給 (2015.4.1実施)

2. 勤務実績の給与への反映について

勤勉手当の成績率について、特例的に標準分に配分している年間0.03月分を査定分に配分する。 (2014年改定分 → 2015年)

・「標準(良好)」… 0.735月 → 0.72月に

・「優秀」…………… 0.807月 → 0.83月に

・「特に優秀」……… 0.879月 → 0.935月に

期間率については来年度改めて協議。

※「きめ細かな対応」を約束

3. 「給与制度の総合的見直し」について

給料表…平均2%の引き下げ (2015.4.1実施)

給料表の改定に伴う経過措置(現給保障)…

2006年度の構造改革時の現給保障と合わせて実施する。期限については来年度改めて協議。昇給1号抑制については2015年1月1日の実施は見送り、2016年1月1日の実施に向けて来年度改めて協議。

単身赴任手当…

基礎額を23,000円から26,000円に引き上げる。加算額は70,000円を超えない範囲で距離区分に応じて支給する。

退職手当…

給与制度の総合的見直しにより、引き下げ後の給料表で退職手当が算出される影響をふまえ、現行の水準の範囲内で調整額を増額する。

地域手当…

現行の2%の暫定加算額は今年度末で終了し、改めて以下の通りとする。

・10%地域 → 8.5% ・7%地域 → 5.5%

・5%地域 → 3.5%

4. 行財政構造改革について

給料月額カット率の1/4を縮小

役職加算10%者… 3%カットを2.3%カットに
 役職加算5%者…2.8%カットを2.1%カットに
 加算なしの者…2.5%カットを1.8%カットに

一時金の役職加算率抑制を縮小

10%加算者 … 8%に

5%加算者 … 5% (減額取り止め)

交渉団11.25ドキュメント

16:00～ 第3波総決起集会

18:00～ 第5回確定交渉

21:00～ 拡大闘争委員会

22:26～ 第6回確定交渉

23:37～ 拡大闘争委員会

4:45～ 第7回確定交渉・独自要求交渉

6:00～ 拡大闘争委員会

6:33 仮妥結決定

5. 臨時教職員について

・給料表2級の適用条件の緩和 (2015.4.1実施)
 「常勤の教員としての期間16年以上(現行)」を「14年以上」に緩和する。

・高校教育職2級の最高限度号給を81号給 → 85号給に引き上げ

・「空白の一日」による不利益の解消については今後も引き続き協議する。

6. 行政職6級への任用上の措置について

2015年4月1日以降、50歳以上が対象の年齢要件を基本とする昇任については、新たに発令しない。今後、行政職5級の最高号給の在職実態に応じて必要となれば、号給延長を人事委員会に要請する。

独自要求について

1. 勤務時間の適正化について

割り振り変更制度の適正実施のため、事前の割り振り実施の明示を徹底し、超過勤務が生じないように、県教委が責任を持って管理職を指導する。

管理職のリーダーシップや意識改革のため、研修の充実を図るとともに、ノー部活デーの実施モデルを作成するなど、実効的な取り組みを進める。

2. 管理職によるパワハラについて

教職員がより気軽に安心して相談できるよう、検討を続ける。具体的な事案については、高教組を通じて教職員課副課長が窓口になって受ける。

